(目的)

第1条 この要綱は、冠水等の災害により、教育委員会が所管するスポーツ施設が被害を受けた場合又は被害を受ける可能性がある場合において、ボランティア活動による市民等の協力を得ることにより、迅速な施設の復旧又は被害の防止を目指すことを目的とする。

(活動内容)

- 第2条 厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア(以下「ボランティア」という。)の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 冠水等の被害のうち、堆積したごみの分別
 - (2) 植栽や施設に付着したごみの除去
 - (3) ネット、フェンス等の附帯設備の復旧
 - (4) 冠水等の被害を未然に防止するための附帯設備の移動
 - (5) その他スポーツ施設の維持管理に関すること。

(登録対象)

第3条 ボランティアとして登録できる者は、16歳以上とする。

(登録方法)

- 第4条 ボランティアとして登録しようとする者は、厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア登録申込書(第1号様式)を教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項に規定する申込書を提出した者をボランティアとして登録し、厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア登録証(第2号様式)を交付する。
- 3 ボランティアは、前項の規定による登録後、登録の取消しを希望する場合 又は登録事項に変更が生じた場合は、厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボ ランティア登録取消・変更届(第3号様式)を教育委員会に提出するものと する。

(活動に対する報酬、費用弁償等)

第5条 市長は、ボランティアの活動に対する報酬及び被害復旧現場までの交 通費等については、支給しない。

(活動中の事故等に対する補償)

- 第6条 スポーツ施設冠水等被害復旧活動中に事故等が発生し、ボランティア が損害を受けた場合、市長は賠償の責は負わない。ただし、必要最小限の補 償が得られるよう、市長は傷害保険に加入するものとする。
- 2 傷害保険加入に必要な経費は、市が負担する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア登録申込書

						登録番号》	*			
令和 年 月 日 (あて先) 厚木市教育委員会 次のとおり厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティアとして登録いたしたく申請いたします。										
ふりた	ぶな									
氏 名										
生年月日			大正・昭	習和・平成	年	月	E]	満	歳
連絡先	住	所	₸	_						
	電	話	()		_				
	e-mail									
昼 間 連絡先	住	所								
	電	話	()		_				
緊急時 連絡先	住	所								
	電	話	()		_				

(表)

厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア登録証

緊急時	氏	登 録
連絡先	名	番号
電話(
)		
_		

上記の者は、厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティアであることを 証する。

令和 年 月 日

厚木市教育委員会印

(裏)

注意事項

- 1 教育委員会の要請による被害復旧活動に参加する場合には、必ず本証を所持し、関係職員等から請求があったときは提示してください。
- 2 登録が取り消されたときは、速やかに本証を返還してください。
- 3 登録事項に変更があった場合には、速やかに登録変更届を本証とともに 教育委員会に提出してください。
- 4 本証を紛失した場合には、速やかに教育委員会までお申し出ください。
- 5 本証を他の者に貸与しないでください。
- 6 被害復旧活動に参加する場合には、関係職員の指示に従ってください。

	区分	□取消し	□変更
--	----	------	-----

厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア登録取消し・変更届

						登録番	:号			
令和 年 月 日 (あて先) 厚木市教育委員会 厚木市スポーツ施設冠水等被害復旧ボランティア登録の(取消し・変更)を申請いたします。										
ふりた	がな									
氏 名										
生年月日			大正・日	昭和・平原		E.	月	日	満	歳
連絡先	住	所	⊩	_						
	電	話	()		_				
	e-m	ail								
昼 間連絡先	住	所								
	電	話	()		_				
緊急時 連絡先	住	所								
	電	話	()		_				